



●健康づくり課 kenkou@city.ishikari.hokkaido.jp ●福祉生活課 fukushis@city.ishikari.hokkaido.jp
●国民健康保険課 kokuho@city.ishikari.hokkaido.jp

ボランティアスクール (活動紹介編)

市内福祉施設などの担当者からボランティア受け入れの現状・活動などを説明いただきます。これからボランティア活動をしてみたいという方もぜひご参加ください。

日時 2月14日(火) 13時30分～15時30分

場所 りんくる

申込締切 2月10日(金)

申込・問合せ 石狩市ボランティアセンター ☎72・8341

骨の健康相談

対象 18歳以上の女性

日時 2月17日(金) 10時～11時

30分(時間予約制)

場所 りんくる

定員 20人(先着順)

そのほか 超音波で骨密度を測定します。※簡易式骨密度測定ですので、医療機関で測定する場合と若干誤差がある場合があります

申込・問合せ 保健サービス担当 ☎72・3124

この健康相談【予約制】

不眠・引きこもり・認知症(痴呆)などの本人や家族の悩みに

専門家が応相談。
日時 2月17日(金) 13時～14時
場所・申込・問合せ 江別保健所石狩支所 ☎74・1142

介護者リフレッシュ事業

在宅療養中の家族を介護している方が対象。

※本人をおいて参加できない方はご相談ください

日時 2月28日(火) 10時～12時

場所 りんくる

内容 生け花とお茶

申込締切 2月27日(月)

申込・問合せ ケアサービス担当 ☎72・6124

長寿祝金(地域商品券)の引き換えはお早めに

平成17年9月に長寿祝金として交付された「石狩市地域商品券」の有効期限は3月31日までです。期限を過ぎると使用できませんので、お早めに取扱店にてお引き換えください。

問合せ 福祉生活課 ☎72・3194

日赤社資のご協力 ありがとうございました

平成17年度日赤社資を募集したところ、373万7263円(うち厚田区35万3300円、

浜益区23万1千円)となりました(平成17年12月末現在)。お寄せいただいた社資は国内外での災害救護活動や献血事業、日赤石狩市地区での安全法講習会や地域福祉活動などの事業に活用させていただきます。

保険・年金

国保の手続き

国民健康保険の加入・脱退の手続きは14日以内に行ってください。手続きが遅れますと不利益が生じる場合がありますので、ご注意ください。

※第8期の納期限は2月28日(火)
問合せ 国民健康保険課 ☎72・3123 / 厚田支所市民福祉課 ☎78・2886 / 浜益支所市民福祉課 ☎79・2112

防災

火災ゼロをめざして

昨年、石狩消防署は「放火撲滅」を目指し、取り組んだ結果、放火火災は3件で前年より8件減らすことができました。今年、「放火撲滅」の一層推

コミュニティビジネスのすすめ

少子高齢化が進む中、地域で過ごしやすい環境を作することは社会全体の命題です。そこで今、注目を集めているのがコミュニティビジネス(以下、CB)です。石狩市では、地域に貢献するCBを応援していきます!

CBって なんだろう?

「コミュニティ」と「ビジネス」という2つの視点から、地域住民の生活に密接に関わる問題を解決する事業活動がCBです。

コミュニティビジネスの特徴

地域住民が主役です
地域のために行います
有償で行います

イベントのように単発的なものではなく、事業収入を得ながら継続的に実施されることが必要です!

CBって誰が やるんだろう?

それぞれのコミュニティにおける住民や構成員で、「この問題を解決したい!」という思いのある方なら、誰でも担い手になりえます。

3月号では、具体的なCBの事業事例についてご紹介します!

市民活動講座のご案内

退職者をはじめとする市民の地域活動を促進するために、具体的な活動ノウハウを学ぶ講座を開催します。

内容

①テーマ「市民活動のすすめ」

基調講演「一人一人の力が地域を変える!」

事例紹介「石狩市内での市民活動」

②テーマ「コミュニティビジネス(CB)のすすめ」

基調講演「コミュニティビジネスによる地域づくり」

事例紹介「全国に広がるコミュニティビジネス」

プラン作成「コミュニティビジネスは、こうしてはじめる!」

日時 ①2月4日(土) ②2月18日(土)

①②ともに13:00～16:00

場所 りんくる

費用 無料(②については事前に申し込みください。)

☎地域活力政策室 ☎72-3669 ☎72-3540 ✉chiiki-k@city.ishikari.hokkaido.jp



市民の声を活かす条例 審議会のうごき

市では、さまざまな分野の重要な政策について、より専門的な知識を有する方や、市民の方などに調査や審議を行ってもらうため、「審議会」や「協議会」などを置いています。このうごきを見ると、市政の流れがわかります。ほとんどの審議会は公開されていますので、ぜひ一度傍聴においでください。

公開される審議会の開催予定は、石狩市掲示板「あい・ボード」・市役所情報公開コーナー・石狩市ホームページ・北海道新聞地方版などで、その都度お知らせしています。また、審議会の議事録は、市役所1階情報公開コーナーで閲覧できます。

●12月の審議会開催状況

開催日	審議会名称(担当課)	主な議題	公開区分	傍聴者数
1	第2回石狩浜海浜植物保護センター運営委員会(石狩浜海浜植物保護センター)	①平成17年度活動中間報告 ②合併に伴うセンター展示内容の更新について ③平成16年度活動報告書について ④その他	公開	0
14	第4回厚田区地域協議会(厚田支所地域振興課)	①石狩市総合計画策定審議会委員の推薦について ②委員発議案件について ③その他	公開	2
16	第7回行政改革懇話会(行政経営推進室)	①石狩市集中改革プラン(素案)に対する提言(審議資料3関係分)について ②石狩市集中改革プラン(素案)に対する審議(積み残し分)について ③石狩市集中改革プラン(素案)に対する提言書(案)について	公開	2
21	第4回浜益区地域協議会(浜益支所地域振興課)	①石狩市総合計画策定審議会委員の推薦について ②今後の地域協議会のあり方について	公開	1
21	平成17年度教育委員会芸術文化・スポーツ表彰選考委員会(社会教育課)	①芸術文化・スポーツ表彰被表彰者の選考について ②その他	非公開	—
27	第6回環境審議会(環境課)	①(仮)石狩市廃棄物処理条例等の諮問について	公開	2
27	第5回介護保険事業計画等作成委員会(介護保険課)	①高齢者保健福祉計画(素案)について ②介護保険事業計画中間報告(案)について ③その他	公開	1
	石狩市介護認定審査会(介護保険課)	要介護認定の審査、判定(12月中7回開催)	非公開	—

問協働推進・男女共同参画担当 ☎72-3246
✉kyoudou@city.ishikari.hokkaido.jp

そのほか

農業委員会委員選挙人名簿の縦覧

1月1日現在、農業委員会委員選挙人名簿に登録された選挙人名簿の縦覧を行います。名簿

に登録がないと、投票ができなくなりますのでご確認ください。

縦覧期間 2月23日(木)～3月9日(木)

縦覧場所・問合せ 市選挙管理

進に加え「台所」と「ごみ焼却」からの火災防止に取り組みます。

皆さんの協力をお願いします。

問合せ 石狩消防署予防課

☎74・7165

石狩川水系豊平川河川整備計画(原案)の縦覧等

委員会事務局 ☎72・3146

今後、おおむね30年にわたる

豊平川(茨戸川等を含む大臣管理区間)の具体的な河川整備計画の策定にあたり、「石狩川水系豊平川河川整備計画(原案)」

についての縦覧や説明会・公聴会を開催します。皆さんの意見をお聞かせください。

縦覧期間 2月14日(火)～3月13日(月)

縦覧場所 市役所建設部土地河川担当/石狩川開発建設部計画課(札幌市中央区北2西19)／札幌河川事務所(札幌市南区南

32西8)／石狩川開発建設部ホームページ
<http://www.ishkdmli.go.jp/>

提出方法 縦覧場所に置いてある意見書に記入の上、備え付けの封書またはファックスで送付してください(石狩川開発建設部HPからも送付可)

【説明会】

日時 2月24日(金)18時30分～
場所 市役所4階401会議室

【原案の公聴会】

日時 3月24日(金)18時30分～
場所 札幌市民会館第一会議室(札幌市中央区北1西1)／札幌河川事務所計画課

問合せ 札幌河川事務所計画課
☎011・581・3207

情報公開・個人情報保護総合案内所

行政機関等の情報公開・個人情報保護について、例えば、左のような疑問・質問にお答えします。

○情報公開法や個人情報保護法はどういう法律か

○行政文書の開示請求をするにはどうしたらできるのか

○文書の開示請求先はどこか

○開示の実施にはどのくらい手数料がかかるのか

○個人情報保護法のように保護されているのか

○個人情報保護法の訂正請求・利用停止請求とは何か

情報提供のお願い

場所・問合せ 北海道管区行政評価局(札幌市北区北8西2札幌第1合同庁舎7階/月～金曜8時30分～17時、祝日・年末年始を除く)
☎011・708・0638

平成17年1月13日(木)未明に発生した石狩市新港地区における男性会社員強盗殺人事件に対して、ささいな情報でもお持ちの方は、通報をお願いします。
通報・問合せ 札幌方面北警察署 ☎011・727・0110
フリーダイヤル
0120・971・208